

第1号議案

職員給与規程等の変更について

(案)

平成27年人事院勧告に準じて、次のとおり職員給与規程等の変更を行うとともに、必要な給与等の精算を実施することとする。

1. 変更する規程

- ・職員給与規程（別紙1）
- ・役員給与規程（別紙2）
- ・役員に対する勤勉手当の支給に関する規程（別紙3）

2. 変更に伴う精算

- ・上記規程の変更に伴い、平成27年度に支給した給与等の精算を実施する。
精算実施日：平成28年3月31日（予定）

以 上

職員給与規程 変更案 新旧対照表

変更前			変更後		
(職務の等級) 第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。			(職務の等級) 第6条 職務の等級については、職務の重要度、困難度及び責任度を考慮して、以下の通りとする。		
	職務の区分	等級		職務の区分	等級
1	部長	8級	1	部長	8級
2	所長、室長	6級～8級	2	所長、室長	6級～8級
3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	5級～6級	3	副部長、副所長、副室長、当直長、マネージャー	5級～6級
4	副マネージャー	4級～5級	4	副マネージャー、副当直長	4級～5級
5	一般職員	1級～4級	5	一般職員	1級～4級
※専門スタッフの等級は、能力・経験等を考慮し個別に決定するものとする。			※専門スタッフの等級は、能力・経験等を考慮し個別に決定するものとする。		
(地域手当) 第10条 地域手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額とする。			(地域手当) 第10条 地域手当の月額は、本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の <u>20</u> を乗じて得た額とする。		
(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。			(勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。		
2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、第19号第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。			2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。ただし、第19号第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。		

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の83.5以上100分の135以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の74以上100分の83.5

三 直近の評定が良好である職員 100分の64.5

四 直近の評定が良好でない職員 100分の64.5未満

4 第19条第4項の規定は、勤勉手当について準用する。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の99以上100分の160以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の88以上100分の99未満

三 直近の評定が良好である職員 100分の77

四 直近の評定が良好でない職員 100分の77未満

4 第19条第4項の規定は、勤勉手当について準用する。

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	185,800円	222,900円	261,500円	300,100円
2	187,600	224,800	263,400	302,000
3	189,400	226,700	265,300	303,900
4	191,200	228,600	267,200	305,800
5	193,000	230,500	269,100	307,700
6	194,800	232,400	271,000	309,600
7	196,600	234,300	272,900	311,500
8	198,400	236,200	274,800	313,400
9	200,200	238,100	276,700	315,300
10	202,000	240,000	278,600	317,200
11	203,800	241,900	280,500	319,100
12	205,600	243,800	282,400	321,000
13	207,400	245,700	284,300	322,900
14	209,200	247,600	286,200	324,800
15	211,000	249,500	288,100	326,700
16	212,800	251,400	290,000	328,600

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表1
本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>190,200円</u>	<u>226,400円</u>	<u>259,900円</u>	<u>297,200円</u>
2	<u>192,000</u>	<u>228,000</u>	<u>261,900</u>	<u>299,500</u>
3	<u>193,800</u>	<u>229,500</u>	<u>263,700</u>	<u>301,800</u>
4	<u>195,600</u>	<u>231,100</u>	<u>265,800</u>	<u>303,900</u>
5	<u>197,200</u>	<u>232,600</u>	<u>267,700</u>	<u>306,200</u>
6	<u>199,000</u>	<u>234,300</u>	<u>269,600</u>	<u>308,400</u>
7	<u>200,800</u>	<u>235,800</u>	<u>271,600</u>	<u>310,700</u>
8	<u>202,600</u>	<u>237,400</u>	<u>273,700</u>	<u>312,900</u>
9	<u>204,300</u>	<u>238,900</u>	<u>275,800</u>	<u>315,000</u>
10	<u>206,100</u>	<u>240,400</u>	<u>277,800</u>	<u>317,200</u>
11	<u>207,900</u>	<u>242,000</u>	<u>279,900</u>	<u>319,300</u>
12	<u>209,700</u>	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>321,400</u>
13	<u>211,100</u>	<u>245,000</u>	<u>284,000</u>	<u>323,400</u>
14	<u>212,900</u>	<u>246,500</u>	<u>286,100</u>	<u>325,500</u>
15	<u>214,600</u>	<u>247,900</u>	<u>288,100</u>	<u>327,500</u>
16	<u>216,400</u>	<u>249,300</u>	<u>290,200</u>	<u>329,500</u>
17	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>331,600</u>
18	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>333,600</u>
19	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>335,700</u>
20	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>337,300</u>

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表 4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	1,300千円	1,200千円	1,100千円	1,000千円
6級	1,600	1,450	1,300	1,150
7級	2,000	1,800	1,600	1,400
8級	2,500	2,250	2,000	1,750

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表 4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	1,382千円	1,276千円	1,170千円	1,063千円
6級	1,701	1,542	1,382	1,223
7級	2,127	1,914	1,701	1,489
8級	2,658	2,392	2,127	1,861

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

附則（平成28年3月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（本給の切替えに関する経過措置）

第2条 本機関は、第4条別表1により定まる本給の額がこの規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日（同日までに退職又は出向契約が終了した職員については退職日又は出向契約の終了日とする。）に受給していた本給の額（以下「切替前支給額」という。）に達しない職員がいる場合にあっては、当該職員に対し、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を本給（以下「調整給」という。）として支給する。

2 前項にかかわらず、勤務評価又は懲戒により、切替日後に職務の級又は号俸が引下げがなされた場合の調整給の額は、切替日における第4条別表1により定まる本給の額と切替前支給額との差額に相当する額を限度とする。

(地域手当に関する特例)

第3条 平成27年度中に支給する地域手当に関する第10条の規定の適用については、同条中「100分の20」とあるのを「100分の18.5」と読み替えて適用する。

(勤勉手当に関する特例)

第4条 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の80」とあるのを「100分の75」と読み替える。

二 第1号 「100分の99以上100分の160以下」とあるのを「100分の93以上100分の150以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の88以上100分の99未満」とあるのを「100分の82.5以上100分93未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の77」とあるのを「100分の72」と読み替える。

五 第4号 「100分の77未満」とあるのを「100分の72未満」と読み替える。

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第21条第3項の規定については、以下のとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の80」とあるのを「100分の85」と読み替える。

二 第1号 「100分の99以上100分の160以下」とあるのを「100分の106以上100分の170以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の88以上100分の99未満」とあるのを「100分の94以上100分106未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の77」とあるのを「100分の82」と読み替える。

五 第4号 「100分の77未満」とあるのを「100分の82未満」と読み替える。

役員給与規程 変更案 新旧対照表 (別紙2)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第3条 本給の月額、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理事長 1,150,000 円</p> <p>二 理事 920,000 円</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 地域手当の月額は、本給に100分の18を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。</p> <p>監事 220,000 円</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本給)</p> <p>第3条 本給の月額、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理事長 <u>1,151,000</u> 円</p> <p>二 理事 <u>921,000</u> 円</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 地域手当の月額は、本給に100分の<u>20</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。</p> <p>監事 <u>220,200</u> 円</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則(平成28年3月23日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。</u></p>

(地域手当に関する特例)

第2条 平成27年度中に支給する地域手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の20」とあるのを「100分の18.5」と読み替えて適用する。

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

(別紙3)

変 更 前	変 更 後												
<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の155以下、 100分の83.5以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の72.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の72.5未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	優秀	100分の155以下、 100分の83.5以上	良好	100分の72.5	良好でない	100分の72.5未満	<p>第1条 (略)</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 勤勉手当の支給割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の<u>175</u>以下、 100分の<u>95</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の<u>82.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の<u>82.5</u>未満</td> </tr> </table> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	優秀	100分の <u>175</u> 以下、 100分の <u>95</u> 以上	良好	100分の <u>82.5</u>	良好でない	100分の <u>82.5</u> 未満
優秀	100分の155以下、 100分の83.5以上												
良好	100分の72.5												
良好でない	100分の72.5未満												
優秀	100分の <u>175</u> 以下、 100分の <u>95</u> 以上												
良好	100分の <u>82.5</u>												
良好でない	100分の <u>82.5</u> 未満												

附則（平成28年3月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

（平成27年度の支給額に関する特例）

第2条 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

優秀	100分の <u>170</u> 以下、 100分の <u>92</u> 以上
良好	100分の <u>80</u>
良好でない	100分の <u>80</u> 未満

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

優秀	100分の <u>180</u> 以下、 100分の <u>98</u> 以上
良好	100分の <u>85</u>
良好でない	100分の <u>85</u> 未満